

## 「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見公募

死亡の届出に当たっての診断書又は検案書の添付を省略する規定を新たに設け、また、市町村長が戸籍事務を電子情報処理組織により取り扱うよう努める義務規定を削除するため、法務省民事局では、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の一部を改正することを予定しておりますので、これに対する皆様の御意見をお寄せください。

なお、皆様から頂きました御意見につきましては、当局民事第一課において取りまとめの上、今後の省令改正の参考にさせていただきますが、御意見を提出された方の氏名（法人その他の団体においては、商号又は名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

### 意見公募要領

#### 1 意見公募期間

令和3年2月22日（月）～令和3年3月24日（水）

#### 2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略してもかまいません。）、電子メール、郵送又はファックスにより意見公募期間の最終日必着で送付してください。

なお、電話による御意見には対応することができません。

#### 3 意見提出方法

○電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」

○郵送

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省民事局民事第一課

※封筒に赤字で「パブリックコメント（意見提出）」と記載してください。

○FAX

03-3592-7961

法務省民事局民事第一課

○電子メール：minji220@i.moj.go.jp

#### 4 問合せ先

法務省民事局民事第一課

TEL：03-3580-4111（内線2430）